

# 介護保険施設等食材費高等対策特別支援金 申請Q&A

## «対象施設の範囲»

Q1 入所施設に通所施設（事業所）が併設しています。両方で申請することはできますか。

A1 いずれの施設（事業所）も交付要綱第3条の各号を全て満たしている場合は、入所施設・通所施設（事業所）のどちらも対象となり、それぞれで申請可能です。

Q2 ショートステイ（短期入所生活介護・短期療養生活介護）は対象になりますか。

A2 施設に併設していない短期入所生活介護のみ対象となります。（交付要綱第2条第1項第2号）

Q3 みなし指定の通所リハビリテーション事業所は対象になりますか。

A3 みなし指定の事業所でも、交付要綱第3条の各号を全て満たし、介護サービスの提供及び請求の実態があれば、対象となります。

## «交付要件»

Q4 利用者に対して既に食費の値上げをしている場合でも申請することはできますか。

A4 申請可能です。なお、交付要綱第1条に示す本事業の目的を十分に理解していただき、可能であれば、改めての値下げや食事内容などにより利用者への還元をご検討ください。

Q5 おやつのみ提供している通所施設（事業所）は対象になりますか。

A5 対象外です。

Q6 現在、事業所を休止していますが申請は可能ですか。

A6 対象外です。ただし、新型コロナウィルス感染症等の影響による一時的な休業の場合は対象となります。

Q7 利用者への食事提供を調理会社や配食会社に委託していますが、申請できますか。

A7 申請可能です。自前での調理や業者委託など、食事の提供方法は問いません。

なお、これまで委託料を増額せずに利用者への食事内容を工夫しながらやり繰りしていた場合などにおいては、交付要綱第1条に示す本事業の目的を十分に理解していただき、可能であれば、食事内容などにより利用者への還元をご検討ください。

### «他の事項»

Q8 一つの法人が複数の施設等を運営している場合は、まとめての申請できますか。

A8 申請は施設(事業所)ごとに行っていただきます。複数事業所分を申請する場合、1つ目の事業所分を申請後は、下記手順で2つ目以降の申請について1つ目の申請情報をコピーすることが可能です。

- ①ご自身のアカウントでログイン後、画面右上のアカウント名の隣にある矢印を選択し、申請一覧をクリック。
- ②本支援金の1つ目の事業所の「詳細を確認する」をクリック。
- ③「この申請を元に新規申請」をクリック。
- ④1つ目の申請情報が引き継がれますので、2つ目の事業所情報を入力のうえ申請ください。

Q9 申請後、実際に振り込まれるのはいつ頃ですか。

A9 現在のところ、令和5年7月下旬から8月を目途に振込予定です。

Q10 国保連の届出口座以外の口座に支援金を振り込むことはできますか。

A10 原則できません。

なお、軽費老人ホーム及び養護老人ホームのうち、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない施設については、軽費老人ホーム運営費補助金又は老人保護措置費の振込口座をもって申請してください。

Q11 交付要綱第8条の調査等とはどのようなものですか。

A11 調査等は、申請時や交付後において、交付要綱第3条の各号を全て満たしていることに疑義が生じた場合などに実施します。この際、本市の求めに応じて挙証書類の提出や説明等をしていただきます。交付要件を満たしていないことが判明した場合や調査等に真摯に応じていただけない場合は、交付要綱第7条に基づき交付決定の取消し等を行います。